

鹿島市訓令甲第25号

鹿島市総合教育会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定により、総合教育会議の運営等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第1条の4第1項に規定する総合教育会議を置き、その開催する会議を鹿島市総合教育戦略会議（以下「会議」という。）と称する。

(召集)

第3条 法第1条の4第3項の規定により市長が行う召集は、鹿島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）及び鹿島市教育委員会委員（以下「委員」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した文書を通知することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時
- (2) 会議を行う場所
- (3) 会議において協議又は調整すべき事項
- (4) 会議を法第1条の4第6項ただし書の規定により非公表で行う場合にあってはその旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(会議)

第4条 会議は、法第1条の4第2項に掲げる者のうち市長、教育長及び委員2名以上の出席をもって成立するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 会議には、別表に掲げる者を出席させることができる。

(議事録)

第5条 会議の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議において協議又は調整した事項
 - (4) 出席者の発言の要点
- 2 前項の規定により作成した議事録の内容は、法第1条の4第2項に掲げる者の承認を受けるものとする。
- 3 会議の議事録の公表は、鹿島市公式ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、総務部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日（第1回鹿島市総合教育戦略会議の開催日）から施行する。

別表（第4条関係）

副市長、総務部長、市民部長、企画財政課長、総務課長、人権・同和対策課長、福祉事務所長、教育次長、教育総務課長、生涯学習課長、その他説明に必要な職員